

令和7年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R7.8.25	R7.10.6	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月28日結果通知：東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件 ・令和5年4月20日結果通知：東京都若年被害女性等支援事業委託について契約が十分に履行されていないなどとして、受託者の活動実績等の監査を求める住民監査請求 ・令和5年5月1日結果通知：東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求 の3件の住民監査請求に関する以下を含む一切の文書。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査対象局及び受託団体から入手した資料 ・監査対象局及び受託団体との問い合わせ回答、協議等に関する資料（メール含む） ・監査委員等による審議の資料、議事録等の審議内容に関する資料 （「「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」における監査委員の勧告に基づき講じた措置について」（令和5年2月28日付4福保総契第565号）及び委員審議結果（令和4年11月10日、24日、12月15日、20日、22日、25日、27日、令和5年3月2日、9日、16日、22日、4月6日、13日、17日、20日、25日、26日、27日分）を除く。）														当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報、同条第5号により、監査委員の審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、1年未満保存の公文書であるため、既に廃棄済であり、現在は存在しないもの並びに同条例第18条第2項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課	
2	R7.8.25	R7.10.6	「「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」における監査委員の勧告に基づき講じた措置について」（令和5年2月28日付4福保総契第565号）及び委員審議結果（令和4年11月10日、24日、12月15日、20日、22日、25日、27日、令和5年3月2日、9日、16日、22日、4月6日、13日、17日、20日、25日、26日、27日分）														当該公文書については、当局ホームページに掲載されており、閲覧することができる。そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしない。	監査事務局総務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
3	R7.10.2	R7.10.9	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」の18頁の本件経費を算定するにあたって取得した法人Aが記録した台帳。もし台帳(写しを含む)そのものを取得していない場合、本件経費を集計するにあたり監査が台帳から転記・作成した文書のうち最もオリジナルの台帳記録に近いもの。当該記録に個人名が記載されている場合はマスキング処理をしても構わないが、金額、日付、費目、内容、按分比率等の個人情報ではない情報は開示のこと。 なお、7総監379号で延長通知がされた請求で既に開示された場合は、その旨の通知でよい。				1											当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第5号により、監査委員の審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課	
4	R7.10.4	R7.10.9	東京都重度心身障害者手当に関する申請件数・支給決定件数(認定率)などの集計資料(令和元年度～令和5年度分)の開示を求めます。 ・請求目的: 制度運用の実態把握および透明性確認のため ・開示方法: 電子データ送付を希望				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課	
5	R7.10.15	R7.10.27	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件」の監査にあたり監査対象局より取得した以下の文書 ・令和3年度東京都若年被害女性等支援事業の仕様書 不開示部分がある場合は東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10(判時1453・116)に従い請求者が不開示の範囲及び根拠を了知できるように通知すること。また、理由付記の仕方並びに条例第7条2号、同3号及び同4号の不開示の範囲については東京知事を被告とする同種情報に関する司法判断である令和4年(行ウ)第570号公文書取消等請求事件(令和7年9月19日判決の言い渡し)に従われない。				1											請求に係る公文書については、取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R7.10.15	R7.10.27	「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求」の監査にあたり監査対象局より取得した以下の文書 ・令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会の議事録 不開示部分がある場合は東京都情報公開条例第8条、第13条及び最判平4・12・10（判時1453・116）に従い請求者が不開示の範囲及び根拠を了知できるように通知すること。 評価対象団体名及び団体を特定できる「〇〇」等の情報については不開示とされたい。 また、理由付記の仕方並びにその他条例第7条2号、同3号及び同4号の不開示の範囲については東京知事を被告とする同種情報に関する司法判断である令和4年（行ウ）第570号公文書取消等請求事件（令和7年9月19日判決の言い渡し）に従われたい。				1											請求に係る公文書については、取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課
7	R7.10.22	R7.10.30	「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求」の監査にあたって監査対象局より取得した令和3年度東京都若年被害女性等支援事業の仕様書について開示願います。 仮に不開示の項目がある場合には「条例や最判平4・12・10（公文書の非開示決定と理由付記）」に基づき理由付記いただきますようよろしくお願いいたします。				1											請求に係る公文書については、取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課
8	R7.10.22	R7.10.30	「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求」の監査にあたって監査対象局より取得した令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会の議事録について開示願います。 仮に不開示の項目がある場合には「条例や最判平4・12・10（公文書の非開示決定と理由付記）」に基づき理由付記いただきますようよろしくお願いいたします。				1											請求に係る公文書については、取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。